

令和7年度 第1回 磐田市廃棄物減量化等推進審議会

日時：令和7年7月28日（月）午後1時30分 ～
会場：磐田市クリーンセンター2階研修室

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 環境水道部長挨拶
- 4 委員自己紹介
- 5 議事
 - (1) 本市のごみ排出量の現状について 資料1
 - (2) 令和7年度の主な取組みについて 資料2
 - (3) その他報告事項
今後の審議会の予定について
 - ・第2回審議会 令和7年11月6日（木）（ごみ処理施設の視察）
午後1時30分から4時頃
 - ・第3回審議会 令和8年3月中旬
- 6 閉会

磐田市廃棄物減量化等推進審議会委員

任期：令和6年7月1日～令和8年6月30日

(順不同)

氏 名	団 体 名 等	継続・新規
ヨシノ ヒロユキ 吉野 博行	磐田市自治会連合会	継続
マツモト 松本 サチヨ	消費研究グループいそじ会	継続
スズキ セツコ 鈴木 節子	シニアクラブ磐田市	新規
イトウ エ 伊藤 とし江	いわた消費者協会	継続
イマイズミ カヨ 今泉 佳代	磐田商工会議所	継続
シミズ イサム 清水 勇	磐田市商店会連盟	継続
ヤマモト キョウスケ 山本 享祐	遠州中央農業協同組合	新規
イトウ シンヤ 伊藤 慎弥	中遠リサイクル協同組合	継続
ワタナベ 渡邊 カルロス	磐田市外国人情報窓口	継続
ナガイ シンジ 永井 新次	磐田市議会	新規
カマダ トシミ 鎌田 俊己	一般財団法人日本環境衛生センター専任講師	継続
ミヨシ アキラ 三好 明	公募	継続
スズキ ルリコ 鈴木 瑠璃子	公募	継続
アツウミ レンタロウ 厚海 鍊太郎	公募	継続
オオサカ テルユキ 大坂 晃之	公募	継続

<参考：事務局>

ニシヤマ ミノル 西山 実	磐田市環境水道部長	
テラダ コウジ 寺田 耕士	磐田市環境水道部ごみ対策課長	
ヤマウチ カツヒロ 山内 克浩	磐田市環境水道部ごみ対策課グループ長	
イケダ そのミ 池田 その美	磐田市環境水道部ごみ対策課主査	
タナベ トモコ 田邊 倫子	磐田市環境水道部ごみ対策課主事	

磐田市廃棄物減量化等推進審議会関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(廃棄物減量等推進審議会)

第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

第3章 廃棄物減量化等推進審議会

(設置)

第12条 一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項を審議するため、磐田市廃棄物減量化等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民団体等の代表者

(3) 市民代表

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は再任することを妨げない。

磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

(審議会の会長等)

第24条 条例第12条の磐田市廃棄物減量化等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の部会)

第26条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

(関係者の出席等)

第27条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて、その意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第28条 審議会の庶務は、環境水道部において処理する。

(趣旨)

第1条 この告示は、磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成17年磐田市条例第156号。以下「条例」という。)第12条に定める磐田市廃棄物減量化等推進審議会(以下「審議会」という。)について、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより審議会の円滑な運営を図るものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 一般廃棄物の減量化の推進に関すること。
- (2) 一般廃棄物の資源化の推進に関すること。
- (3) 一般廃棄物の適正処理に関すること。
- (4) その他市長が必要があると認める事項に関すること。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、補欠の場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(報酬)

第5条 市長は、審議会の委員に報酬を支払うことができる。

- 2 前項の報酬は、磐田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年磐田市条例第48号)の定めるところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境水道部において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

一般廃棄物処理計画関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

第4章 廃棄物の適正処理

(処理計画の公示)

第13条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物の処理に関する計画(以下「処理計画」という。)を定めたときは、これを公示しなければならない。処理計画に変更が生じたときも、同様とする。

一般廃棄物処理計画関係法令

磐田市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、一般廃棄物処理計画を策定しています。

(1) 磐田市一般廃棄物処理基本計画 (令和4年度から令和13年度)

本計画は、磐田市の廃棄物行政における根幹を成すものとして令和3年度に策定しました。一般廃棄物(ごみ・生活排水)の処理に関する方針を長期的・総合的視点に立って明確にするものです。

(2) 磐田市一般廃棄物処理実施計画 (令和7年度)

本計画は、一般廃棄物処理基本計画に基づき、年度毎に一般廃棄物の収集運搬及び処分について策定しています。

◆策定のポイント

・磐田市一般廃棄物処理基本計画と整合を図り、令和6年度の実績値を参考にごみ排出量の見込みを設定。

参考 本市のごみ排出量の現状

一人一日あたりのごみ排出量

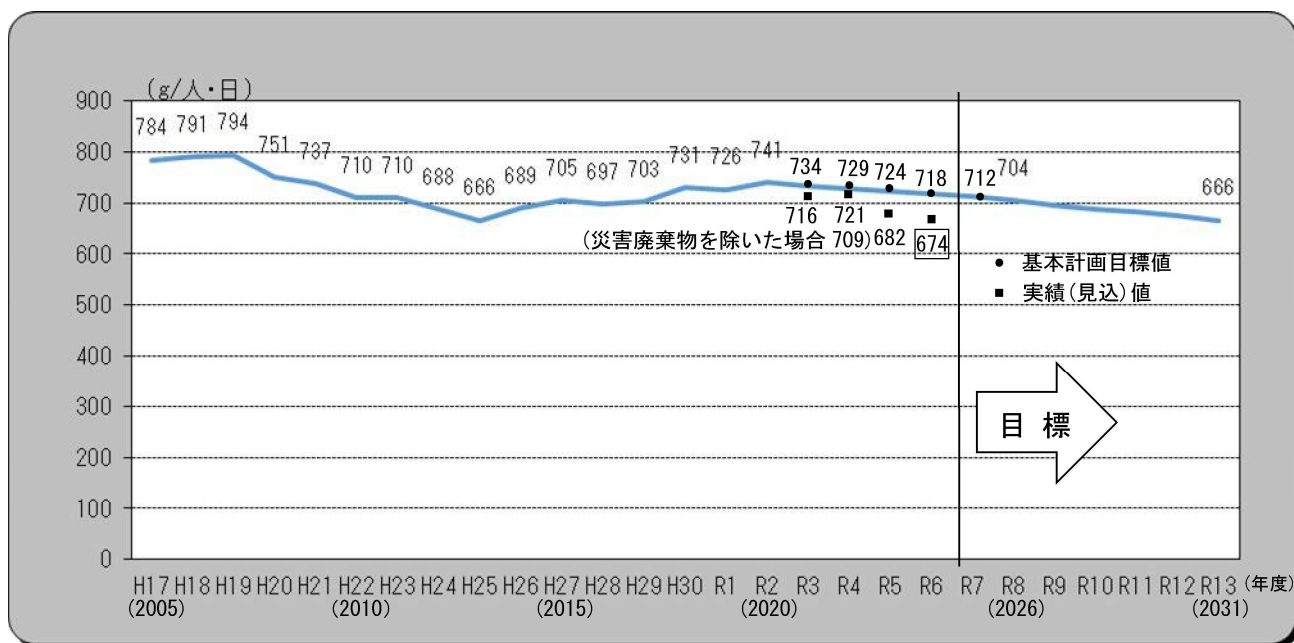
① 目標値

本市の一人一日あたりのごみ排出量は、全国、県内でも上位の少なさであるが更なる削減を目指す。

本目標値は、第2次磐田市総合計画後期基本計画における目標値として位置付け、国や県の目標値との整合を図り、本市における令和2年（2020年）度実績の741gから10%減の666gとする。

令和2年（2020年）度 実績	令和8年（2026年）度 中間	令和13年（2031年）度 目標
741 g	704 g	666 g

10%減



② 本市における一人一日あたりのごみ排出量の定義

一人一日あたりのごみ排出量（g） $\text{ごみ総排出量（kg）} \div \text{総人口（人）} \div 365 \text{ 日} \times 1,000$

③ 実績

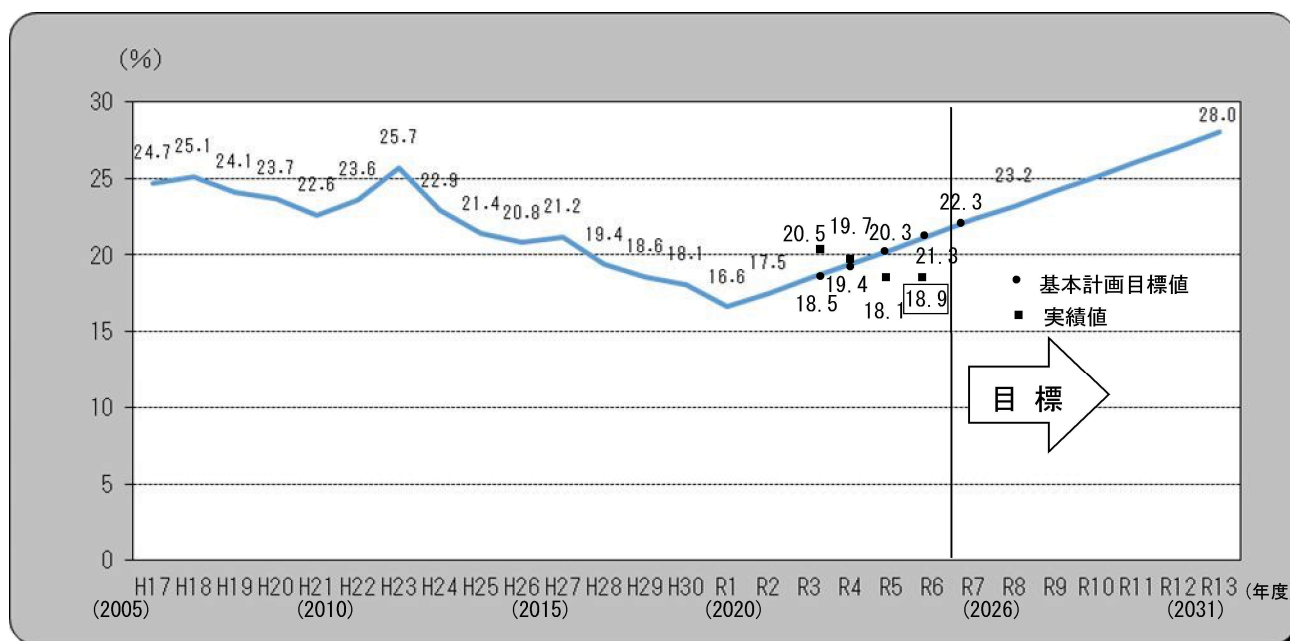
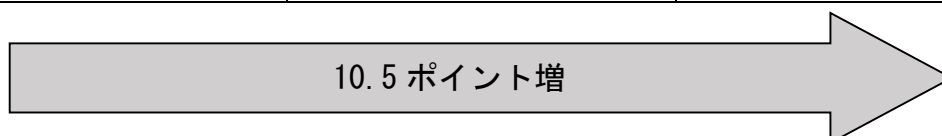
令和6年（2024年）度の実績は、前年度実績値682gから1.4%減の674gとなった。中でも家庭ごみ定期収集における可燃ごみの減少が顕著であり、これは市民一人一人のごみ削減に対する意識の向上が要因の一つであると考えられる。

(2) 資源化率

① 目標値

国の第四次循環型社会形成推進基本計画では、令和7年（2025年）度までに28%以上（平成30年（2018年）度から8ポイント増）にする目標が設定されている。本市においても、国の目標値との整合を図り、本市における令和2年（2020年）度実績の17.5%から10.5ポイント増の28.0%とする。

令和2年（2020年）度 実績	令和8年（2026年）度 中間	令和13年（2031年）度 目標
17.5%	23.2%	28.0%



② 本市における資源化率の定義

資源化率	(資源化物量＋古紙等資源集団回収及び拠点回収量＋焼却灰資源化量)
(%)	÷ (ごみ総排出量＋古紙等資源集団回収及び拠点回収量) × 100

③ 実績

令和6年（2024年）度の実績は、18.9%となった。灰の全量を資源化したことが資源化率の上昇の要因となったが、ごみの総排出量に対する資源となるごみの量の減少は続き、大きな上昇にはならなかった。今後、更なる資源化促進のため、資源化品目や手法の調査を引き続き進める。

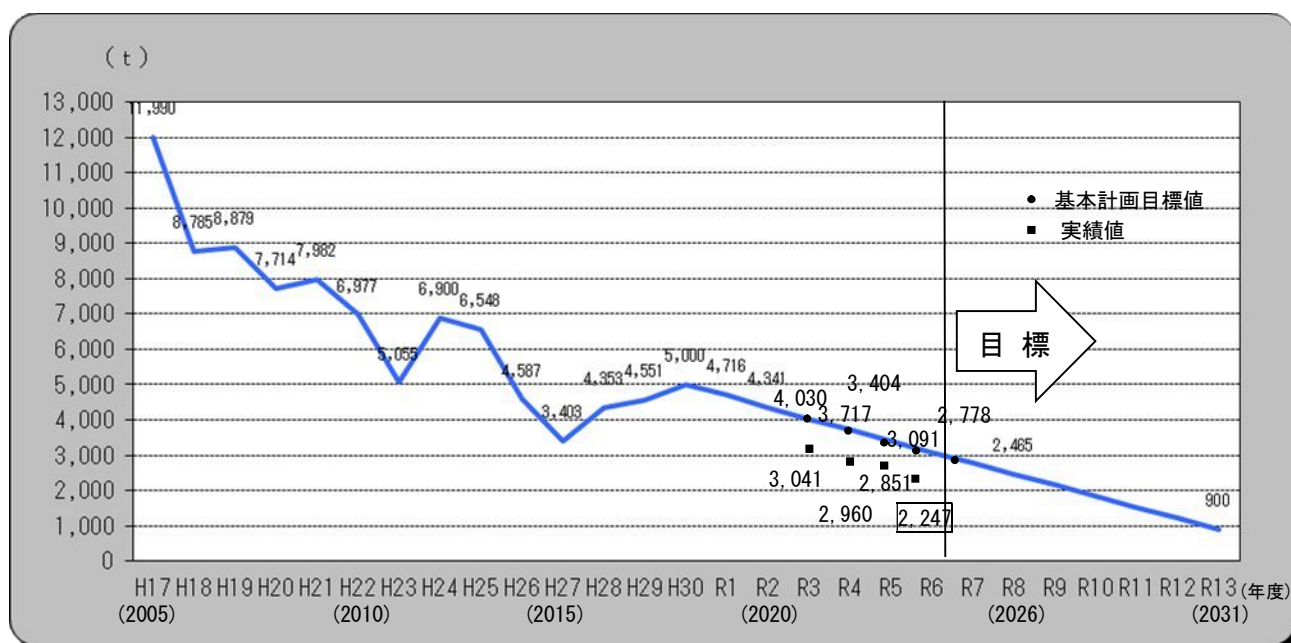
(3) 最終処分量

① 目標値

国の第四次循環型社会形成推進基本計画では、平成 30 年（2018 年）度に対し、令和 7 年（2025 年）度において最終処分量を約 17%削減する目標が設定されている。本市においては、本計画期間中に焼却残渣（焼却灰）を全量資源化する方針であるため、最終処分量の目標値としては、令和 2 年（2020 年）度実績の 4,341 t から焼却残渣（焼却灰）3,251 t を除いた 1,090 t に対し、約 17%減の 900 t とする。

令和 2 年（2020 年）度 実績	令和 8 年（2026 年）度 中間	令和 13 年（2031 年）度 目標
4,341 t	2,465 t	900 t

80%減



② 本市における最終処分量の定義

最終処分量 (t)	直接最終処分量（ごみ収集による埋立ごみ量＋自己搬入による埋立ごみ量） ＋ 焼却残渣量 ＋ 処理残渣量 ※本計画から国の指針に合わせ、焼却残渣量と処理残渣量を加えた。
-----------	--

③ 実績

令和 6 年（2024 年）度の実績は、2,247t となった。磐田市クリーンセンターの焼却灰の全量資源化により、最終処分量は減少したが、引き続き民間委託による安定的な処理に向けて、中遠圏域で処理先や搬出方法について検討を進める。

2 令和7年度主な取組み（案）について

資料2

(1) 3Rの推進に関する取組み

①親子SDGs体験講座の開催

親子でごみ減量について考える機会となるよう食品ロスすごろく、ワークショップ、ごみ収集車乗車体験を行い、若い世代のうちから循環型社会に向けた意識啓発を図る。

対 象：市内小学5～6年生の親子20組

講 師：(株)ミダック

ワークショップファシリテーター：杉浦弘子氏



②市制施行20周年記念「ごみ減量PR標語」を募集

市民と共に20周年・ごみ減量の機運の醸成を図るため、ごみ減量PR標語を9月9日まで募集。12月頃結果発表。受賞作品はごみガイドブックやごみカレンダーに掲載。



③段ボールコンポスト講座

昨年度実施したダンボールコンポスト講座が好評であり、今年度は池田交流センターにて9月に実施予定。15名募集。



④生ごみ堆肥化容器設置費補助事業

家庭から出る生ごみの削減を図るため、生ごみ堆肥化容器を購入した家庭に補助金を交付する。



⑤雑がみ530(ごみゼロ)スタンプラリーを開催

市民がリサイクルできる紙類を分別するきっかけとなるよう、スタンプラリーを実施する。参加者にはしっぺいトイレットペーパーを記念品として配布。



⑥しっぺい雑がみ回収袋の配布

市民課おもてなしプロジェクトと連携して、しっぺい雑がみ回収袋を転入者に配布するとともに、PRイベントや協定事業者と連携して雑がみのリサイクルを啓発する。



⑦古紙等資源集団回収事業奨励金交付事業

古紙等の再資源化を推進するため、市内から出る古紙や古布、空き缶などを回収する団体に対して、回収量に応じて奨励金を交付する。

⑧イベント等での啓発周知活動

食品ロス及びプラスチックごみ削減に関する協定参加事業者や各種団体と連携し、スタジアムや店舗、図書館等でイベントを実施し、ごみ減量、食品ロスについての啓発周知活動を行う。



(2) 食品ロス削減に関する取組み

①食品ロス及びプラスチックごみ削減に関する協定事業者の拡充

社員食堂を持つ事業者やホテル等に対し、本協定への賛同や食品ロス削減等の啓発活動の働きかけを行う。

②食品ロス削減PRイベントを実施

ブルーレヴズのホームゲームにてブースの出展を行う等、啓発PRイベントを消費者協会や協定事業者と連携して実施。



③生ごみ削減のための家庭での取組みを紹介

広報いわた 10月号（掲載予定）に調理くずを活用したメニュー等を紹介。

(3) プラスチックごみ削減に関する取組み

①プラスチック一括回収の周知（説明会、動画作成）

令和8年度開始予定のプラスチックの一括回収を市内全域で開始するために交流センター等を会場とした説明会を開催。市ホームページからも発信できるよう、ごみ対策課にて作成した動画による周知も実施。



②啓発用 100%紙製クリアファイルの作成

ゼロカーボンシティの取組みの一環であるプラスチックごみ削減に向け、クリーンセンターの施設見学参加者、市民、事業者等に配布して啓発する。



(4) ごみの適正処理に関する取組み

①家庭ごみ分別ガイドブックの作成

3年ぶりにガイドブックを改訂。令和8年度からのごみの出し方を周知するため全戸配布。プラスチックの一括回収を反映「プラスチック製容器包装」→「プラスチック」品目の変更。

(5) 最適なごみの処理体制に関する取組み

①リサイクルステーションの排出環境の拡充

8月20日から常設リサイクルステーションと市役所本庁舎1階に使用済プラスチック製筆記具の回収ボックスを新たに設置する。（広報いわた8月号に掲載予定）

②充電式小型家電のごみ出し方法を変更（ごみ処理施設での発火防止対策）

リサイクルステーションに自己搬入するようになっている電池が取り出せない充電式小型家電を10月から「有害ごみ」として地域のごみ集積所に出せるよう変更。



[ホーム](#) > [手続き・暮らし](#) > [ごみ・リサイクル](#) > [ごみ減量](#) > [生ごみ堆肥化](#) > 「スマートコンポスト」実証実験 市民モニター募集について

更新日：2025年5月15日

「スマートコンポスト」実証実験 市民モニター募集について

生ごみを資源に！最新コンポストを体験しませんか？

浜松市では、微生物の力で生ごみを高速分解して堆肥にする、スマートコンポストの使い勝手や効果などを検証するため、サーラプラザ浜松に設置したスマートコンポストを実際に使用していただく市民モニターを募集します。

「コンポストは気になっていたけど自宅で試してみる自信がない」「エコな活動に参加してみたい！」など、気軽に参加をご検討いただけると嬉しいです。

スマートコンポストとは？

- 生ごみの高速分解が得意な微生物群「コムハム」が入った、ソーラー発電で自動駆動するコンポストです。（サイズ：980(W)×1,365(H)×900(D) 本体重量：約200kg）
- 「コムハム」の分解力で1日10リットルの生ごみを1～3日で堆肥化します。
- 一般的なコンポストでは、生ごみの半量程度の堆肥が生成されるのに対し、スマートコンポストではわずか2～3%の堆肥にまで減容できます。
- クラウドにアップされた、生ごみの投入量や分解状況など利用情報に関するデータをご覧ください。



スマートコンポストについて詳しくは、[\(株\) komhamのホームページ（別ウィンドウが開きます）](#)（外部サイト）をご覧ください。

使い方

使い方は簡単で、ドアを開けて生ごみを入れるだけです。ドアを閉めると自動で攪拌が行われます。



[スマートコンポストの使い方（動画）（別ウィンドウが開きます）](#)

実証実験について

- [「Go!みんなで404チャレンジ」](#)を展開している本市では、家庭ごみの約35%を占める生ごみの削減に向けて、生ごみ堆肥化容器の無料配付や生ごみ処理機の購入費補助制度などを通じて、堆肥化による資源化を推進してきました。

- しかし、堆肥を活用できる環境が身近にない場合、堆肥の利用先を確保することが課題となっています。
- この実証実験では、こうした課題を解決し、家庭から出る生ごみをより効率的に資源化し、地域全体で循環させる仕組みを検証します。（[浜松市実証実験サポート事業](#) 第6期採択プロジェクトとして、本市と包括連携協定を締結しているサーラグループのご協力のもと、株式会社komhamと実施します。）
- 株式会社komhamが技術提供と機器の運用サポート、データ収集・分析を行い、サーラグループには、機器の設置場所を提供していただきます。
- この実証実験に参加いただくことで、生ごみを減量しながら環境にやさしい暮らしを実践できるだけでなく、地域で資源を活かす循環型社会の実現にも貢献できます。
- 市民の皆さんの協力によって得られたデータを活用し、より効率的で環境にやさしいごみ処理の仕組みづくりを進めてまいります。

募集内容

サーラプラザ浜松（浜松市中央区西塚町200）に設置するスマートコンポストに生ごみを入れ、LINEで投入量を報告していただきます。

- モニター期間：令和7年6月2日～令和7年8月29日
※6月2日にサーラプラザ浜松にてモニター向け説明会を予定しております。（任意参加）
- 募集人数：40名程度
- 費用：無料
- 応募条件：以下の1～3をすべて満たす方
 1. 浜松市在住の方
 2. サーラプラザ浜松（浜松市中央区西塚町200）まで生ごみを定期的に持参していただける方
 3. LINEのIDを登録いただける方
- モニター内容
 1. 期間中、生ごみを定期的にスマートコンポストに投入
 2. komham公式LINEからのお知らせの確認（一定期間中の投入量や運用状況などのレポートが届きます）
 3. アンケートへのご協力（モニター終了後）
- 注意事項
 1. モニター期間中の連絡等はすべてLINEです。

2. (株) komhamとLINEで連絡を取っていただくことになります。

3. ご提供いただいた個人情報については適切に管理し、本事業にかかる目的以外には使用いたしません。

- 応募方法：下記申込フォームからお申込みください。

<https://logoform.jp/form/Savd/944237> (別ウィンドウが開きます)

株式会社 komham について

【会社概要】

社名：株式会社 komham

本店：北海道札幌市厚別区下野幌テクノパーク 1丁目1-10-211号室

支店：東京都渋谷区猿樂町17-10 代官山アートビレッジ3階B

代表者：代表取締役 西山 すの

設立：2020年1月

事業内容：微生物による有機性廃棄物の分解処理技術の研究及び、研究技術を用いたバイオマスリサイクルシステムの販売

URL：komham.jp (別ウィンドウが開きます)

このページのよくある質問

- [ごみの出し方について知りたい](#)
- [連絡ごみ（粗大ごみ）の出し方について知りたい](#)
- [地域の資源回収について知りたい](#)

よくある質問の一覧を見る

お問い合わせ

浜松市役所環境部一般廃棄物対策課
〒432-8023 浜松市中央区鴨江三丁目1-10 鴨江分庁舎
電話番号：053-453-6192
ファクス番号：050-3737-2282



浜松市

浜松市役所

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

開庁時間

月曜～金曜 8時30分～
17時15分

（土日祝日、年末年始を
除く）

※一部、開庁時間が異なる
組織、施設があります。

担当課がわからないときは
市民コールセンターへ
電話番号：053-457-
2111（受付時間／8時
30分～17時15分）

アクセス

浜松市役所	中央区役所
浜名区役所	天竜区役所
東行政セン ター	西行政セン ター
南行政セン ター	北行政セン ター